

(保 254)

平成24年3月13日

都道府県医師会

社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

鈴木 邦彦

電子レセプトにおける突合点検・縦覧点検、点数の算定日の記載について

時下ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

電子レセプトにおける、支払基金による突合・縦覧点検が3月審査分から実施されます。

また、点数算定日の記載が4月診療分から義務化されますことから、支払基金本部に対しまして、改めて医療現場に混乱が生じない運用をするよう申し入れました。

今回、支払基金における審査方針等が判明いたしましたので、お知らせするとともに、貴会会員に対しまして、改めての注意喚起をよろしくお願い申し上げます。

## 記

### 【突合点検・縦覧点検】

支払基金において、電子レセプトに対する突合・縦覧点検が3月審査分から実施されます。

昨年初めより、貴職宛に、電子レセプトの請求時に病名漏れがないよう医療機関においてご確認いただくよう、周知方をお願いするとともに、これまで支払基金と継続的に行ってまいりました交渉の中で、指摘した課題とその対応についてお知らせいたしました。

実際の審査につきまして、医療現場に混乱が生じないような運用をするよう支払基金本部に申し入れたところ、審査期間も審査委員の数も限られているので、これまで同様、コンピュータ・チェックを行い、付せんが貼られたものを優先に、審査委員が審査するという流れは変わらないとのことです。

また、突合点検において、薬の使用量や使用方法までチェックされてしまうのではないかと心配される先生方がいらっしゃるもお聞きしておりますが、

いわゆる55年通知の取扱いは従来と変わりません。すなわち、院内処方と同様の審査を行うという確認がとれております。

### 【点数算定日の記載】

電子レセプトにおいて、点数算定日の記載が4月診療分から義務化されますが、本件に関する支払基金の審査につきましては、ルール上明確で、コンピュータによるチェックが可能なもの（例えば、1日1回算定の点数を同日に複数回算定しているなど）については、システムチェックを実施し、算定日情報から不適切と判断した場合は査定すると確認しております。

しかし、算定日の情報を活用した審査については、今回、算定日の記載が義務付けられたから行われるというのではなく、日計表等の添付が義務付けられているレセプト等について、従前から行われていたことです。

その他の事項については、引き続き、基金本部の中に検討会などを立ち上げ、1年ぐらいかけて審査方法を検討すると聞いております。

いずれにしても、限られた審査期間の中で、基金としても、

- ・審査委員の負担をいたずらに重くしたくない
- ・算定日に基づく審査により、医療機関等との無用のトラブルを生じさせたくない

という基本的な考えがあるとのことです。